

『 ショートステーション いなば荘 』

重要事項説明書

社会福祉法人 嘉舟会

利用者が短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護を利用する上で、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」第125条の規定に基づき、短期入所生活介護サービス提供契約締結に際して、事業者が予め説明しなければならない内容を記したものです。

この「重要事項説明書」は、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」第133条の規定に基づき、介護予防短期入所生活介護サービス提供契約締結に際して、事業者が予め説明しなければならない内容を記したものです。

1、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 嘉舟会
事業者所在地	大阪府岸和田市稲葉町1066番地
代表者氏名	理事長 奥 嘉二
連絡先	TEL 072-479-1515 FAX 072-479-2233

2、ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1)事業所の所在地等

事業所名称	ショートステーション いなば荘
介護保険指定	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
事業者番号	大阪府指定 第2771100431号
事業所所在地	大阪府岸和田市稲葉町1066番地
定員	6 名
相談担当者	管理者 尾崎 力
連絡先	TEL 072-479-2900 FAX 072-479-2776
通常の実施地域	岸和田市及び和泉市

(2)事業の目的及び運営方針

事業の目的	利用者の心身の機能の維持並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。
運営方針	可能な限りご自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、さらに利用者の社会的孤独感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び訓練等の介護、その他必要な援助を行う。

(3)サービス提供可能な日と時間帯

営業日	年中無休
-----	------

(4) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	年末30日から年始3日の間を除く、平日
営 業 時 間	午前9時～午後5時

(5) 事業所の職員体制

(特別養護老人ホームいなば荘(定員104名)と合計でサービス提供をしています。)

職 種	職 務 内 容	常勤換算
管理者	・運営管理の総括	1名
生活相談員	・サービス計画の作成・サービス提供内容評価	2名以上
看護職員	・健康状態チェック・緊急時対応	4名以上
介護職員	・介護サービスの提供	37名以上
機能訓練指導員	・リハビリの計画作成及び実施	1名以上
介護支援専門員	・ケアプラン作成・入退所対応	2名以上
管理栄養士	・献立作成・栄養管理等	1名以上
医師	・健康状態チェック・緊急時対応	非常勤可
事務職員	・介護保険請求・利用料徴収・領収書発行	1名以上

(6) 主な職種の勤務体制

(特別養護老人ホームいなば荘<定員104名>と合計でサービス提供をしています。)

職種	勤 務 体 制			
1、医師	毎週	1回	10:00 ～ 15:00	1名以上
2、介護職員	早出		7:00 ～ 16:00	必要数
	日勤		9:00 ～ 18:00	必要数
	遅出		13:00 ～ 22:00	必要数
	夜勤		22:00 ～ 9:00	6名以上
3、看護職員	早出		8:00 ～ 17:00	必要数
	日勤		9:00 ～ 18:00	必要数

3、提供するサービスの内容と料金及び利用料について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス種類	サ ー ビ ス の 内 容
食事	委託業者の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。食事は基本食堂で食していただきます。食事時間は下記の通りです。 朝食:7:30～9:30 昼食:11:30～13:30 夕食:16:30～18:30
入浴	入浴又は清拭を行います。歩けない方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。
排泄	ご利用者のトイレへの誘導・介助、おむつ交換を行います。
機能訓練	機能訓練指導員により、ご利用者の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。
送迎	ご自宅・いなば荘間の送迎を行います。

(2) 提供するサービスの料金とその利用料について

※短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスの料金(ご利用者負担額)

	併設型ユニット型短期入所生活介護費			
	単位	1割負担額	2割負担額	3割負担額
要支援1	529	547円	1,093円	1,640円
要支援2	656	678円	1,356円	2,033円
要介護1	704	728円	1,455円	2,182円
要介護2	772	798円	1,595円	2,393円
要介護3	847	875円	1,750円	2,625円
要介護4	918	949円	1,897円	2,845円
要介護5	987	1,020円	2,039円	3,059円

・長期利用者は、基本報酬の評価が適正化され、31日目以降は減算となります。

減算後の基本単位数

	31日～60日	61日以上
要支援1	503	
要支援2	623	
要介護1	674	670
要介護2	742	740
要介護3	817	815
要介護4	888	886
要介護5	957	955

・その他の費用

サービス内容		単位	1割負担額	2割負担額	3割負担額
機能訓練指導体制加算	1日	12	13円	25円	37円
送迎(希望者のみ)	片道	184	190円	380円	570円
緊急短期入所受入加算※1	1日	90	93円	186円	279円
療養食加算(対象者のみ)	1回	8	9円	17円	25円
看護体制加算Ⅰ	1日	4	5円	9円	13円
看護体制加算Ⅱ	1日	8	9円	17円	25円
夜勤職員配置加算Ⅱ	1日	18	19円	37円	56円
医療連携強化加算(対象者のみ)	1日	58	60円	120円	180円

※1 緊急利用時に原則7日以内で加算があります。

- ・介護者の緊急入院で介護できない時
- ・介護者の疾病等で介護が困難な時
- ・失踪等で警察に保護され要請があった時
- ・独居で認知症重度化により在宅生活が困難時
- ・虐待からの緊急避難時
- ・その他

- ① 介護職員処遇改善加算…8.3%の加算があります。
- ② 介護職員等特定処遇改善加算…2.3%の加算があります。
- ③ 介護職員等ベースアップ等支援加算…1.6%の加算があります。
- ④ 2024年6月より(①～③が一本化)介護職員等処遇改善加算…13.6%の加算があります。
- ⑤ 地域加算…人件費・物価等国が認めた地域については3.3%の加算があります。
- ⑥ 利用料金は一ヶ月間の利用合計で計算しますので上記の表と多少の誤差が生じます。

(3) 特定入所者介護サービス費(食費及び滞在費の補足給付サービス費)

食費及び滞在費は利用者の負担となっていますが、所得によって利用者の負担限度額が決まります。具体的には、市町村発行の介護保険負担限度額認定証又は介護保険特別負担限度額認定証(以下「認定証」という。)に利用者の負担額が記載されています。
一定以上の所得がある場合はこのサービスを受けられないことがあります。

・食費・滞在費サービス料金 2024年7月まで

利用者負担	食 費(A)	滞 在 費 (B)	食費+滞在費(A+B)
段 階	一律	ユニット型個室	ユニット型個室
第1段階	300円	820円	1,120円
第2段階	600円	820円	1,420円
第3段階-①	1,000円	1,310円	2,310円
第3段階-②	1,300円	1,310円	2,610円
基準費用	1,445円	2,006円	3,451円



・食費・滞在費サービス料金 2024年8月から

利用者負担	食 費(A)	滞 在 費 (B)	食費+滞在費(A+B)
段 階	一律	ユニット型個室	ユニット型個室
第1段階	300円	880円	1,180円
第2段階	600円	880円	1,480円
第3段階-①	1,000円	1,370円	2,370円
第3段階-②	1,300円	1,370円	2,670円
基準費用	1,445円	2,066円	3,511円

・食費の内訳 朝食260円 昼食621円 夕食564円 ※提供した分のみ費用を頂きます。

(4) 介護保険の給付対象とならないサービスの取り扱いについて

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

①レクリエーション、クラブ活動

利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動を実施しています。

②外食・外注にかかる費用

外食・外注については、実費をいただきます。

③外出や行事にかかる費用

外出については費用がかかる場合は事前に連絡をいれ参加の有無を確認します。当日、本人が参加を希望した場合は、本人の希望に沿う形で参加していただきます。費用は実費です。

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

⑤日常生活費以外の費用(希望される方のみ)

日常生活費以外の費用に係る電気代を利用者に負担いただきます。

1) エアーマット(褥瘡予防具) 2) センサーマット(離床センサー) 1個につき、ひと月1,000円
3個目からはひと月500円を負担いただきます。但し、15日以上ご利用の方に限ります。

⑥救急搬送が発生した時に、付き添った職員が「いなば荘」へ戻るに要した交通費

⑦栄養補助食品・飲料などは、別途自己負担になります。

(5) 利用料、その他の費用の請求及び支払い方法について

利用料 その他の費用の請求について	利用料その他の費用は利用月の月末に集計し、月ごとの合計金額を請求いたします。
利用料、その他の費用の支払い	サービス提供翌月20日までにお渡しする「利用料請求書」に記載されている金額を請求月の27日までに、下記のいずれかの方法によりお支払いください。 ①利用者指定口座からの自動振替 ②事業者指定口座への振り込み ③現金支払い 医療費控除対象額は、領収書に記載しておりますので、大切に持ちください。

※利用料、その他の費用の支払いについて、支払い期日から2ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内にお支払いがない場合には、契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことになります。

(6) 利用料、その他の費用の変更について

(4)に定める利用料について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、利用者に対して変更を行う日の1ヶ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更する。

4、秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
個人情報の保護について	事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

5、緊急時の対応について

サービス提供中に利用者に緊急の事態が発生した場合、利用者の主治医に連絡するとともに、予め指定する連絡先にも連絡します。その時の状況によって救急車の手配もします。

6、事故発生の対応について(損害賠償含む)

事故が発生した場合には、保険者、利用者の家族、居宅介護支援事業所に連絡を行なうとともに必要な措置を講じます。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行ないます。

8、感染症発生時の対応について

事業所は、感染症の発生時の業務継続計画を作成し、感染症が施設内で発生した場合においても、継続したサービス提供を行う事が出来るよう、平時から整備を進めます。

9、高齢者虐待防止について

事業者は、ご利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ②虐待防止のための指針を整備します。
- ③虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- ④虐待防止に関する措置を適切に実施する為の担当者を設置します。

10、非常災害対策について

事業所は、非常災害に関する業務継続計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

- ①消火・通報方法及び避難訓練(年2回以上夜間想定訓練含む)
- ②消防設備・施設等の定期点検及び整備
- ③その他防火管理上必要な業務

11、緊急やむを得ず身体拘束等を行う際の手続き

(1) 事業所は、当該利用者又は他の利用者などの生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(身体拘束)は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様、時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録をします。
(2) 事業所は、身体拘束等の適正化を図る為、次に掲げる措置を講じます。

- ①身体拘束等の適正化の為の対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図るものとする。
- ②身体拘束等の適正化の為の指針を整備する
- ③介護職員その他の従業員に対し、身体拘束等の適正化の為の研修を定期的に実施する。

12、留意事項

利用の際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- ① 火気の取り扱いに注意しなければならない。
- ② 事業所の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取り扱い要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。
- ③ 喧嘩、口論または暴行等、他人の迷惑となる行為をしてはならない。
- ④ 事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。

13、利用中の医療の提供について

医療を、必要とする場合は、利用者の希望により、下記協力機関において診療や入院治療を受けることが出来ます。(但し、下記医療機関での優先的な治療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 錦秀会 阪和病院	連絡先	06-6692-1182
所在地	大阪府大阪市住吉区南住吉3丁目3番7号		
診療科	内科・外科・整形外科・皮膚科等		

医療機関の名称	社会医療法人 慈薫会 河崎病院	連絡先	072-446-1105
所在地	大阪府貝塚市水間244		
診療科	神経内科・脳神経外科・放射線科・内科・整形外科・リハビリテーション科・外科等		

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	医療法人蓮華友愛会 れんげ和泉歯科	連絡先	0725-90-6718
所在地	大阪府和泉市府中町4丁目21-1		

14、サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 相談、苦情受付体制及び手順

相談又は苦情があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、入所者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。

相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。

対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。

(2) 事業所の窓口

○相談・苦情受付窓口(担当者)

〔職名〕 管理者 尾崎 力

○受付時間 年末30日から年始3日を除く平日

午前9時～午後5時

TEL 072-479-2900

(3) 行政機関その他苦情受付機関

岸和田市保険福祉部 広域事業者指導課	所在地 大阪府岸和田市野田町3丁目13-2泉南府民センタービル4階 連絡先 TEL 072-493-6132(介護事業者担当) 受付時間 午前9時から午後5時15分
和泉市生きがい健康部 高齢介護室	所在地 大阪府和泉市府中町2丁目7番5号 連絡先 TEL 0725-99-8131(介護保険担当 直通) TEL 0725-99-8132(高齢支援担当 直通) 受付時間 午前9時から午後5時15分
大阪府国民健康保険 団体連合会介護保険 室	所在地 大阪府大阪市中央区常盤町1丁目3番8号 連絡先 TEL 06-6949-5418 受付時間 午前9時から午後5時
大阪府健康福祉部 高齢介護室介護事業者課 居宅グループ	所在地 540-8570 郵便番号のみで配達可能 連絡先 TEL 06-6944-7099 FAX 06-6910-7090 受付時間 午前9時から午後6時

※住所が岸和田・和泉以外の方はお住まいの市役所が連絡先となります。

(4) 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施あり	実施年月日	年 月 日
	評価期間名称	
	結果の開示	
実施なし	現在第三者評価を実施しておりませんが、提供するサービスの質の向上を図るために当施設では介護相談員の積極的な受け入れを実施しています。	

15、重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備運営に関する基準」第125条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

上記内容について、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」第133条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

・事業者

所 在 地 大阪府岸和田市稲葉町1066番地

法 人 名 社会福祉法人 嘉 舟 会

代 表 者 名 理事長 奥 嘉 二

事 業 所 名 ショートステーション いなば荘

説 明 者 氏 名

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

・利用者

住 所

氏 名

代筆者

続柄

・代理者

住 所

氏 名

続 柄